

第34回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後3時00分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室

3. 出席委員 (18人)

1番	鈴木 智	2番	朝倉隆一郎	3番	舟山 平次
4番	手塚 房夫	5番	木村 朝子	6番	鈴木 寛幸
7番	横澤 謙次	8番	二瓶 幸浩	9番	高橋 泰美
10番	安部 数幸				
11番	長岡 賢市	12番	手塚 康博	13番	
14番		15番	遠藤 智行	16番	堀越 進吉
17番	五十嵐敏博	18番	鈴木 明弘	19番	寒河江正明
20番	伊藤 重徳				

4. 欠席委員 13番 佐藤 幹彦 14番 後藤 康則

5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員

6. 議事日程

日程第 1		会議録署名委員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3	報告第 84号	非農地証明願いについて
日程第 4	報告第 85号	農地改良の受理の報告について
日程第 5	報告第 86号	農地法第18条の規定による報告について
日程第 6	報告第 87号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7	議案第101号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第102号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 9	議案第103号	飯豊町農用地利用集積計画の承認について
日程第 10	議案第104号	飯豊町農用地利用集積計画の承認について (農地中間管理事業)
日程第 11	議案第105号	飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長 中津川地区の水没林が有名になってから、交通の方も渋滞するよう状況であります。年度初めということで、農地利用最適化推進委員の方にも参加して頂き、職員の異動があったので、歓送迎会が予定されております。

それでは、ただいまより第34回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第84号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

手塚補佐 非農地証明願いによる報告について説明を致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字石箱道上 1540	
	地目地積	畑1筆で 577 m ²	

非農地となった時期及び事由ですが、昭和50年頃から建物が建設されており、50年以上建物敷地として一体利用してきたものです。非農地証明事務取扱要領に基づき、4月18日、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇農業委員3名と事務局で現地確認を行いました。以上報告といたします。

議長 報告でのご了承ください。続きまして、日程第4報告第85号「農地改良届の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

手塚補佐 農地改良届の受理の報告について説明を致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字上川原 3158	
	地目地積	田1筆で 5,611 m ²	

申請地は飯豊町役場から東の位置にある〇〇〇の北側の農地でございます。農地改良等を必要とする理由は田を畑地化するための改良であります。工事時間は令和5年2月28日から令和5年6月30日まで行います。施工は〇〇〇です。工事

の概要は 40 c mほど盛り土をし、畑地化のため勾配を設けます。断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後は 飼料作物を作付けする計画であります。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。3月22日、地元農業委員である〇〇〇と事務局で現地確認を行いました。以上報告といたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第5報告第86号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

手塚補佐 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字舟橋 934-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 640 m ²	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字舟橋 934-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 640 m ²	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上椿 3633-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 17, 528 m ²	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上椿 3633-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 17, 528 m ²	
5番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高造路字中南原 20-2	
	地目地積	田 8 筆で 5, 027 m ²	
6番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字明台 4232	
	地目地積	田 1 筆で 2, 336 m ²	
7番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字神倉一 486-1	
	地目地積	田 1 筆で 3, 562 m ²	

8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字神倉一 4794-2	
	地目地積	田 1 筆で 35 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字神倉一 483 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 7,147 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字東小山 3406	
	地目地積	田 1 筆で 2,944 m ²	

以上、報告致します。

議 長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第 6 報告第 8 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3755-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,004 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 3731-1 はじめ 13 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 8 筆で 4,550.06 m ²	

1 番は、取得日は令和 4 年 7 月 5 日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。2 番は、取得日は令和 4 年 11 月 19 日、相続による取得であっせんの希望はありません。ご報告致します。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 7 議案第 1 0 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。所有権移転が 1 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	小白川字長者原 3626-1
	地目地積	田 1 筆で 1,340 m ²

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願ひ致します。〇〇〇

〇〇〇 　　1 番の案件ですが、〇〇〇と一緒に確認して参りました。〇〇〇と〇〇〇は親戚関係でありまして、〇〇〇の方から、後継者がいないので買ってもらえないかということで、〇〇〇の田んぼに隣接しています。金額的にも両者が納得しているもので、何ら問題ないと思っておりますが、よろしくご審議お願ひします。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 8 議案第 102 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字内町 857-11	
	地目地積	畑 1 筆で 493 m ²	

転用事由は、住宅の建設し、併せて駐車場、家庭菜園、排雪場を造成するものです。工事着手は、令和 5 年 6 月 1 日予定で、令和 5 年 11 月 10 日に完了予定です。補足説明を行います。事業費は〇〇〇万円となっております。資金計画につきましては全額金融機関からの借入の予定です。取水・排水計画については、取水は上水道、排水方法については汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透でございます。駐車場整備計画については、自己用 2 台分を造成します。土地改良区との関係については、地区外でございます。被害防除計画について説明いたします。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については緑地、緩衝地を設けることにより、被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、4 月 18 日に地元農業委員の〇〇〇と現地確認を行っております。農地転用の基準であります。申請地は住宅が連担している区域に近接する農地であり、第 2 種農地の転用であります。第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の農地で代用できない場合は許可できるとされております。申請地は地理的条件、面積条件、地権者の同意等、その他の条件等を総合的に判断した結果、適当であ

ると判断いたしました。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇と、〇〇〇は親子関係でありまして、現在、同居されておりますが、今回、〇〇〇所有の畑を譲り受けて、住宅を建てたいということです。この畑については、萩生の住宅街の裏手にありまして、小規模の畑がありますが、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第9議案第103号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に利用権の設定ですので、説明いたします。新規が6件、再設定が14件、合計20件となっております。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字小山 3273-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,440 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字原尻 3756	
	地目地積	田 1 筆で 2,522 m ²	
3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字谷地田 3982	
	地目地積	田 1 筆で 2,400 m ²	
4 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字岡 4147 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7,500 m ²	

5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2534-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,646 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡三 749 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 20,772 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2542-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,161 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下野 4354-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 2,045 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3755-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,204 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	白川字広面 423 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,844 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字長者原 3611 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,275 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字万太屋敷 28-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 1668.67 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字窪田 65 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆 5,619 m ²	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	岩倉字黒滝口 59-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 2 筆で 5,100 m ²	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字鍵掛 873-12 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 4,832 m ²	
16 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字屋代切 900-4	
	地目地積	田 1 筆で 3,519 m ²	
17 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字下嶽谷 47-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 3 筆で 10,561 m ²	
18 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字向小屋 7-1 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 21 筆畑 14 筆で 22,952.59 m ²	
19 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字向小屋 21-丙はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 6,027 m ²	
20 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字鍵掛 873-68 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,741 m ²	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に当該委員に係る案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。最初に 9 番の案件について事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 9 番の案件ですが、再設定あり、今まで問題なく耕作されておりますので、今後、問題なく、耕作されると思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって 9 番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって承認することに決定致しました。それでは、他の案件について審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番案件の〇〇〇、2 番案件の〇〇〇の農地を〇〇〇が借り受けることになっております。〇〇〇につきましては、I ターンで飯豊町に来られて、〇〇〇で研修を得られて、今、野菜、花つくりをされておりますので、何ら問題ないと思われれます。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 3 番、4 番の案件ですが、〇〇〇が法人立ち上げに伴う案件であります。3 番の案件ですが、〇〇〇の名前で、実際は〇〇〇が耕作されていたということで、今回、法人化に伴いまして、この土地を〇〇〇が耕作するというので、新規になります。4 番の案件ですが、〇〇〇が法人になりましたので、名前を入れ替えて、新規ということであります。5 番の案件ですが、土地部会であつせんで上がって参りました。近くに〇〇〇の牧草地がありましたので、耕作して頂けないかお願いしたところ、引き受けて頂きました。7 番の案件ですが、再設定でありますので、何ら問題なく耕作されておりますので、今後も問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 6 番の案件ですが、〇〇〇、刈り取り放棄がありまして、今年、貸付もいいと、本人から相談を受け、3 月の総会で 3.6ha は貸付が決まっております。残りの屋敷周りは土地改良をしてなく、進入路がない不便な所で、昭和地区なんですけど〇〇〇に引き受けてもらいました。賃借料も〇〇〇円で、両者の折り合いがつかしました。よろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 8 番の案件ですが、再設定で今までも問題なく、今後も問題ないと思われれますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 11 番の案件ですが、再設定であります。〇〇〇は意欲的に取り組んでおられまして、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、私の方から説明したいと思います。10番の案件ですが、再設定であります。〇〇〇は中津川では中心的な法人であります。今までも何ら問題なく、耕作されておりますし、今後も問題ないと思われま。12番から20番までの案件ですが、中津川地区にいる貴重な畜産農家の〇〇〇が借り受けてます。先ほど、事務局からあったように登記が田で、現況が山林原野とありますが、すべて採草地になっていると確認しました。今までも何ら問題なく、健全に経営されておりますし、今後も問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めま。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第10議案第104号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めま。

大谷部専門員 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理事業について説明いたします。利用権設定は12件であります。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字坪沼 2311-1 はじめ 3筆	
	地目地積	田 3筆で 7,072 m ²	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字明台 4225-1 はじめ 4筆	
	地目地積	田 4筆で 20,371 m ²	
3番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字明台 4232 はじめ 2筆	
	地目地積	田 2筆で 6,850 m ²	
4番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字深淵三 2185-1 はじめ 3筆	
	地目地積	田 3筆で 17,029 m ²	
5番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字藤ノ宮 4200	

	地目地積	田 1 筆で 1,030 m ²	
6 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字田中 3828-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,020 m ²	
7 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字大旦二 7065 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 11,473 m ²	
8 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字東山二 4556 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,183 m ²	
9 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字大旦一 6889-1 はじめ 6889-1	
	地目地積	田 9 筆で 13,979 m ²	
10 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字東山一 4278-1	
	地目地積	田 1 筆で 518 m ²	
11 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字大旦一 6874 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,072 m ²	
12 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字明台 4238	
	地目地積	田 1 筆で 4,525 m ²	

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 11 議案 105 号「飯豊農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」議題と致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 飯豊農業振興地域整備計画の意見について、説明致します。基本的事由としましては、本町では優良農地の確保と農業推進を図りながらも、町内のほぼ全域が農用地区域に設定されているということで、住宅建設を始めるとする土地利用に置いて、最小限度内で利用することはやむを得ないと考えております。変更内容につきましては、農用地区域内からの除外が1件、面積は661㎡となっております。除外につきましては、5つの要件を満たす必要があります。1番、変更にする土地を農用地外することが必要かつ適当であって、他に、農用地区域外にする土地がないこと。2番、農業上の効率的利用に支障がないこと。3番、認定農業者等の利用集積に支障がないこと。4番、土地改良等に及ぶ支障を及ぼすことがないこと。5番、農業生産整備完了後、8年が経過していること。これら5つの要件を満たすことで除外することが認められております。申請地は、〇〇〇 申請者〇〇〇。変更予定地の選定の適否に関する市町村長の検討表があります。除外要件の5つすべてを満たしているということで、除外可能と考えております。以上説明いたしましたので、ご承認をお願い致します。

議長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第34回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後4時20分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年4月25日

議長 _____

署名委員(6番) _____

署名委員(7番) _____